

令和3年第4回幸田町議会定例会会議録（第1号）

議事日程

令和3年11月29日（月曜日）午前9時09分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 諸報告
日程第4 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
日程第5 第52号議案 幸田町固定資産評価員の選任について
日程第6 第53号議案 幸田町公契約条例の制定について
第54号議案 幸田町公益的法人等への職員の派遣に関する条例の一部改正について
第55号議案 幸田町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
第56号議案 幸田町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について
第57号議案 幸田町住民広場の設置及び管理に関する条例の一部改正について
第58号議案 幸田町手話言語条例の制定について
第59号議案 令和3年度幸田町一般会計補正予算（第3号）
第60号議案 令和3年度幸田町土地取得特別会計補正予算（第3号）

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

出席議員（15名）

- | | | |
|-----------------|----------------|-----------------|
| 1番 田 境 毅 君 | 2番 石 原 昇 君 | 3番 都 築 幸 夫 君 |
| 4番 鈴 木 久 夫 君 | 5番 伊 澤 伸 一 君 | 6番 黒 木 一 君 |
| 7番 廣 野 房 男 君 | 8番 丸 山 千 代 子 君 | 9番 稲 吉 照 夫 君 |
| 10番 杉 浦 あ き ら 君 | 11番 都 築 一 三 君 | 12番 水 野 千 代 子 君 |
| 13番 笹 野 康 男 君 | 15番 藤 江 徹 君 | 16番 足 立 初 雄 君 |

欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

- | | |
|------------------------|-------------------------|
| 町 長 成 瀬 敦 君 | 副 町 長 大 竹 広 行 君 |
| 教 育 長 小 野 伸 之 君 | 企 画 部 長 成 瀬 千 恵 子 君 |
| 参事（開発担当） 上 原 智 史 君 | 総 務 部 長 志 賀 光 浩 君 |
| 参事（税務担当） 山 本 智 弘 君 | 住 民 こ ど も 部 長 牧 野 宏 幸 君 |
| 健康福祉部長 林 保 克 君 | 環 境 経 済 部 長 鳥 居 栄 一 君 |
| 事業調整監兼建設部長 羽 根 淵 闘 志 君 | 教 育 部 長 吉 本 智 明 君 |
| 上下水道部長 石 川 正 樹 君 | 消 防 長 小 山 哲 夫 君 |

職務のため議場に出席した議会事務局職氏名

事務局 長 山本 富雄 君

○議長（足立初雄君） 皆さん、おはようございます。

令和3年第4回幸田町議会定例会の開会に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

議員各位におかれましては、公私ともに御多忙のところ、御出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

本定例会に提出されました議案は、お手元の議案目録のとおり諮問案件1件、人事案件1件、単行議案6件、補正予算関係2件、合わせて10件の重要な案件が提出されております。

議会といたしましては、町民生活の安定と福祉の向上のため十分な審議を行い、町民の負託に応えるべく努力をしたいと思っております。

議員各位には、慎重なる審議と円滑な議会運営に格別の御協力をお願いいたします。

晩秋を迎え、冬の気配も色濃くなり、日ごとに寒さも増してまいりました。

皆様には、くれぐれも御自愛くださいまして、議会に臨んでいただくよう重ねてお願い申し上げます。

これをもちまして、開会の挨拶とさせていただきます。

お諮りします。

本日、議場において、三河湾ネットワーク株式会社が取材で議場内をカメラ撮影されます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多数）

○議長（足立初雄君） 御異議なしと認めます。

よって、議場内のカメラの撮影は許可することに決定しました。

定例会招集に当たり、町長の挨拶を行います。

町長。

〔町長 成瀬 敦君 登壇〕

○町長（成瀬 敦君） 皆さん、おはようございます。

落ち葉が北風に舞う季節を迎えまして、寒さも身にしみるようになってまいりました。

本日、ここに令和3年第4回幸田町議会定例会をお願いしましたところ、議員の皆様方には、御多用の中、御出席をいただき誠にありがとうございます。

また、日頃より、町政各般にわたりまして、御理解と御支援をいただいておりますこと、そして、行政運営におきましても、御指導、御高配を賜っておりますこと、併せて敬意と感謝を申し上げます。

さて、今定例会に提案をさせていただきます議案は、人事案件2件、単行議案6件、補正予算2件、合わせて10件でございます。後ほど、提案理由とその概要につきまして説明をさせていただきますが、いずれもこれからの町政を進める上において重要なものばかりでございますので、全議案とも慎重に御審議いただき、議決賜りますよう、お願いを申し上げます。

また、一般質問につきましては、6名の議員の皆様から御通告を頂いておりますが、いずれも今後の町政を進める上で重要な御質問ばかりでございますので、真摯に受け止め、誠意を持って対応をいたします。よろしくお願ひ申し上げます。

ここで御報告を申し上げます。

配付資料でございますが、去る10月25日に名古屋、アイリス愛知で開催されました愛知県町村会定期総会の資料と、11月17日に東京のホテルニューオータニで開催されました全国町村長大会の資料を、本日、お手元に配付させていただきましたので、御覧いただきますようお願い申し上げます。

次に、新型コロナウイルス感染症への対応についてであります。

全国的に感染拡大が落ち着いてきております。

政府は、今月19日、新型コロナウイルス対策の基本的対処方針の改定と経済対策をまとめ、感染拡大時も経済社会活動を継続する新たな日常へと大きくかじが切られております。

これに合わせ、愛知県におきましても、今月22日から飲食店の営業やイベント開催など、感染防止対策のさらなる緩和が行われております。しかしながら、新規陽性者が日々発生するなど、感染症のリスクは依然として続いており、感染第6波への不安もあることから、今後も社会経済活動とのバランスを取りながら、県独自の警戒領域での基本的な感染防止対策の徹底が引き続き呼びかけられております。

本町におきましては、11月中に確認されました感染者が、昨日時点で1人となっております。新規感染者数が落ち着いてきております。

ワクチン接種につきましても、11月27日現在、12歳以上の対象者のうち、1回目の接種を終えた方が85.4%、2回目の接種を終えた方が84.3%でありまして、11月中には希望する方への接種をおおむね完了する見込みであります。

また、追加接種が開始される12月以降も、1回目・2回目未接種者に対する接種機会を確保するとともに、感染拡大防止及び重症化予防の観点から、2回目接種完了から原則8カ月以上経過した追加接種対象者のうち、接種を希望する全ての方が接種を受けられるよう、3回目の接種体制を確保してまいります。

なお、先日26日でございますが、医療従事者を対象として3回目の接種券等を送付したところでございます。

そのほかの具体的なスケジュール等につきましては、明確になっておりません。岡崎市の医師会及び岡崎市との調整、国・県等との情報把握に努めながら、お示しをしてまいりたいと思っております。

以上、定例会の開会に当たりまして、私からの御挨拶といたします。

どうぞよろしくお願ひします。

〔町長 成瀬 敦君 降壇〕

○議長（足立初雄君） ここで、総務部長から発言の申出がありましたので、発言を許します。

総務部長。

〔総務部長 志賀光浩君 登壇〕

○総務部長（志賀光浩君） 議長のお許しをいただきましたので、発言をさせていただきます。

先ほどの町長の挨拶にもございましたように、愛知県町村会第74回定期総会及び全国町村長大会の抜粋資料、並びに令和3年11月9日開催の総務教育委員協議会要求資料につきまして、お手元に本日配付させていただきましたので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

〔総務部長 志賀光浩君 降壇〕

○議長（足立初雄君） ただいまの出席議員は15名であります。

定足数に達しておりますから、令和3年第4回幸田町議会定例会は成立いたしました。よって、これより開会いたします。

開会 午前 9時09分

○議長（足立初雄君） 地方自治法第121条の規定により、議案説明のため出席を求めた理事者は、お手元に印刷配付のとおりでありますから、御了承願います。

ただいまから、本日の会議を開きます。

開議 午前 9時09分

○議長（足立初雄君） 議事日程は、お手元に印刷配付のとおりでありますから、御了承願います。

日程第1

○議長（足立初雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第127条の規定により、本日の会議録署名議員を7番 廣野房男君、8番 丸山千代子君の御両名を指名いたします。

日程第2

○議長（足立初雄君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日11月29日から12月17日までの19日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多数）

○議長（足立初雄君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日11月29日から12月17日までの19日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に印刷配付の定例会会期日程のとおりですから、御了承願います。

日程第3

○議長（足立初雄君） 日程第3、諸報告を行います。

例月出納検査8月分及び9月分の2件、及び定期監査2件であります。これはお手元

に印刷配付のとおりですから、御了承願います。

次に、今回の定例会までに受理した請願、陳情などは、お手元に印刷配付のとおり、陳情が2件であります。

これは、会議規則第92条の規定により、陳情第12号を総務教育委員会に、陳情第13号を福祉産業建設委員会に付託します。

以上をもって、諸報告を終わります。

日程第4

○議長（足立初雄君） 日程第4、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

朗読は省略し、理事者に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 成瀬 敦君 登壇〕

○町長（成瀬 敦君） 議案書の1ページをお開きいただきたいと思います。

諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてであります。

人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものであります。

議案関係資料は、1ページから4ページまででありますので、併せて御覧いただきたいと思っております。

議案書2ページを御覧ください。

今回、三浦敏男委員、宇都野昭男委員及び都築民子委員が令和4年3月31日をもって任期満了となりますので、志賀葉月氏、小野浩史氏及び酒向弘康氏を推薦するものでございます。

任期につきましては、令和4年4月1日から令和7年3月31日までの3年間であります。

志賀葉月氏は、幸田町大字高力にお住まいの60歳であります。

志賀氏は、幸田町内の小中学校教諭として長年にわたり御活躍をされ、現在は坂崎小学校に勤務をされております。

小野浩史氏は、幸田町大字荻にお住まいの63歳であります。

小野氏は、幸田町職員として長年にわたり御活躍をされ、退職後は、幸田町商工会事務局長、荻区長、幸田町学校給食会会長を歴任されました。

酒向弘康氏は幸田町大字深溝にお住まいの67歳であります。

酒向氏は、株式会社デンソー社員として長年にわたり御活躍をされ、また幸田町議会議員を3期務められました。

志賀氏、小野氏、酒向氏ともに信望も厚く、人格も高潔で人柄もよく、委員にふさわしい方として推薦するものであります。

以上、人事議案につきまして、提案の理由の説明をさせていただきました。

御審議の上、御答申を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

〔町長 成瀬 敦君 降壇〕

○議長（足立初雄君） 提案理由の説明は終わりました。

これより、質疑を行います。

質疑の方法は、会議規則第55条及び第56条の規定により、1議題につき15分以内とし、質疑の回数制限は行いませんので、よろしくお願いいたします。

理事者の答弁時間の制限はありませんが、議員の発言時間の制限に鑑み、簡明なる答弁をお願いします。

それでは、諮問第1号の質疑を許します。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(足立初雄君) 以上で、諮問第1号の質疑を打ち切ります。

ここで、委員会付託の省略についてお諮りします。

ただいま議題となっております諮問第1号を、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者多数)

○議長(足立初雄君) 御異議なしと認めます。

よって、ただいま議題となっております議案は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより、ただいま議題となっております諮問第1号について討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

反対討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(足立初雄君) 反対討論なしと認め、反対討論を打ち切ります。

次に、原案賛成の方の発言を許します。

賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(足立初雄君) 賛成討論なしと認め、賛成討論を打ち切ります。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

採決の方法は、起立により行います。

諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを原案に異議なき旨、答申するに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(足立初雄君) 着席願います。

起立全員であります。

よって、諮問第1号は、原案に異議なき旨、答申することに決定しました。

日程第5

○議長(足立初雄君) 日程第5、第52号議案 幸田町固定資産評価員の選任についてを議題といたします。

朗読は省略し、理事者に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 成瀬 敦君 登壇〕

○町長（成瀬 敦君） 議案書の3ページをお開きください。

第52号議案 幸田町固定資産評価員の選任についてであります。

議案関係資料は、5ページ及び6ページでありますので、併せて御覧いただきたいと思っております。

提案の理由といたしましては、三浦正義評価員の辞職に伴い、選任する必要があるからであります。

4ページを御覧ください。

内容といたしましては、三浦正義評価員から令和3年11月26日をもって評価員の職を辞する旨の願いが提出されました。

つきましては、新たに岡崎市在住の鈴木由美子氏56歳を選任いたしたく、地方税法第404条第2項の規定により議会の同意を求めるものであります。

鈴木氏につきましては、昭和61年に幸田町に奉職し、長年にわたり町政運営に携わってまいりました。令和3年4月から税務課長として職務に当たっており、固定資産の評価に関する知識及び経験がありますので、評価員として適任と考えます。

以上、人事議案につきまして、提案理由の説明をさせていただきました。御審議の上、御同意を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

〔町長 成瀬 敦君 降壇〕

○議長（足立初雄君） 提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑の方法は、会議規則第55条及び第56条の規定により、1議題につき15分以内とし、質疑の回数制限は行いませんので、よろしくお願いいたします。

理事者の答弁時間の制限はありませんが、議員の発言時間の制限に鑑み、簡明なる答弁をお願いいたします。

それでは、第52号議案の質疑を許します。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（足立初雄君） 以上で、第52号議案の質疑を打ち切ります。

これをもって、質疑を終結いたします。

ここで、委員会付託の省略についてお諮りします。

ただいま議題となっております第52号議案を、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多数）

○議長（足立初雄君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま議題となっております議案は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより、ただいま議題となっております議案について討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

反対討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(足立初雄君) 反対討論なしと認め、反対討論を打ち切ります。

次に、原案賛成の方の発言を許します。

賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(足立初雄君) 賛成討論なしと認め、賛成討論を打ち切ります。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

採決の方法は、起立により行います。

第52号議案 幸田町固定資産評価員の選任についてを原案どおり同意するに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(足立初雄君) 着席願います。

起立全員であります。

よって、第52号議案は、原案どおり同意することに決しました。



日程第6

○議長(足立初雄君) 日程第6、第53号議案から第60号議案までの8件を一括議題といたします。

朗読は省略し、理事者に提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 成瀬 敦君 登壇]

○町長(成瀬 敦君) それでは、単行議案の第53号議案から第58号議案までの6件につきまして、提案理由の説明をさせていただきます。

議案書の5ページをお開きいただきたいと思います。

第53号議案 幸田町公契約条例の制定についてであります。

議案関係資料は、7ページでありますので、併せて御覧いただきたいと思います。

提案理由といたしましては、公契約に関し、基本方針を定め、町及び公契約の相手方となる受注者等の責務を明らかにし、並びに公契約に関する施策の基本となる事項を定めることに伴い、必要があるからであります。

制定の主な概要につきましては、公共事業及び公共サービスの品質を確保するとともに、公契約の適正な履行及び労働者の適正な労働条件の確保を図り、地域経済の発展及び町民が豊かで安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とし、必要な事項を条例で定めるものであります。

全体では、11条からなる条例として、基本方針、町及び受注者等の責務、品質の確保、町内事業者の受注機会の確保、特定の受注者等に対する確認措置等、関係団体への意見聴取等の項目にて構成されるものであります。

第3条では公契約における適正な履行及び内容の透明性の確保、適正な競争の促進等

を図ることを規定するものであります。そして、第7条では地域経済の発展を図るため、町内事業者の受注機会の確保を明記し、第8条では特定の受注者等に対し、労働環境の報告を規定するものであります。さらに第10条では、公契約に関する制度の適正な運用を図るため、関係団体等の意見を聞くことができることについて規定するものであります。

施行期日につきましては、令和4年4月1日であります。

続きまして、議案書の9ページをお開きいただきたいと思います。

第54号議案 幸田町公益的法人等への職員の派遣に関する条例の一部改正についてであります。

議案関係資料は、8ページから9ページでありますので、併せて御覧いただきたいと思います。

提案理由といたしましては、職員を派遣することができる団体の見直しに伴い、必要があるからであります。

改正の概要につきましては、職員を派遣することができる団体から、愛知県農業共済組合を削除し、幸田町商工会を追加するものであります。

施行期日につきましては、公布の日であります。

続きまして、議案書11ページをお開きいただきたいと思います。

第55号議案 幸田町消防団員等公務災害補償条例の一部改正についてであります。

議案関係資料は、10ページ及び11ページでありますので、併せて御覧ください。

提案理由といたしましては、年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴い、必要があるからであります。

改正の概要につきましては、株式会社日本政策金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫が行う恩給担保融資の一部廃止をするため、同融資を利用する場合における損害補償を受ける権利の保護の例外に関する規定を削除するものであります。

施行期日につきましては、令和4年4月1日であります。

続きまして、議案書の13ページをお開きいただきたいと思います。

第56号議案 幸田町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正についてであります。

議案関係資料は、12ページから14ページまででありますので、併せて御覧ください。

提案の理由といたしましては、コンビニエンスストア等の多機能端末機を用いて印鑑登録証明書を交付することに伴い、必要があるからであります。

改正の概要につきましては、まず、第10条に個人番号カードに記載された利用者証明用電子証明書を利用して、多機能端末機により印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができると規定する第3項を追加いたします。また、第7条第4項の印鑑登録の効力に関する規定を削除するとともに、第9条第1項におきまして、字句の整理を行うものであります。

施行期日につきましては、令和4年3月1日であります。

続きまして、議案書15ページをお開きください。

第57号議案 幸田町住民広場の設置及び管理に関する条例の一部改正についてであります。

議案関係資料は、15ページ及び16ページでありますので、併せて御覧ください。

提案の理由といたしましては、鷺田住民広場を設置することに伴い、必要があるからであります。

改正の概要につきましては、さきの第3回定例会におきまして工事請負契約の御承認をいただきました鷺田住民広場につきまして、来年3月の完成に向け整備工事を進めているところでありますが、第2条の規定により住民広場として新たに設置するため、その名称を鷺田住民広場とし、その位置を幸田町大字菱池字田多美250番地として別表に定めるものであります。

施行期日につきましては、令和4年4月1日であります。

続きまして、議案書の17ページをお開きください。

第58号議案 幸田町手話言語条例の制定についてであります。

議案関係資料は、17ページでありますので、併せて御覧ください。

提案の理由といたしましては、手話が言語であるという認識の下、手話についての基本理念を明らかにし、手話に関する施策を総合的に推進することに伴い、必要があるからであります。

制定の主な概要につきましては、手話が言語であることへの理解、普及、使いやすい環境の整備など、施策の基本事項を定め、ろう者とうろう者以外の人の共生社会の実現に寄与することを目的に、基本理念、町の責務、町民及び事業者の役割、施策の実施、そして財政措置など、全15条の条例を制定するものであります。

施行期日につきましては、令和4年4月1日であります。

続きまして、補正予算関係につきまして説明をさせていただきます。

別冊となっております補正予算関係を御覧いただきたいと思っております。

補正予算関係につきましては、第59号議案及び第60号議案の2件でございます。

初めに、第59号議案 令和3年度幸田町一般会計補正予算（第3号）についてであります。

補正予算書の1ページをお開きください。

議案関係資料は、18ページ及び19ページから26ページまででありまして、新型コロナウイルス感染症対策に関連するものにつきましては、米印で表示しておりますので、併せて御覧いただきたいと思っております。

第1条 歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出それぞれ1億9,048万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ183億7,446万円とするものであります。

第2条の債務負担行為の補正につきましては、4ページを御覧いただきたいと思っております。

第2表 債務負担行為補正の医療機関・福祉事業所従事者等応援チケット発行事業に要する負担金につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、その対応に尽力していただいている医療機関や福祉事業所等の従事者に対し、感謝と慰労を

表し、町内の飲食店等で使用ができる、1人につき2,000円分の食事券を贈る医療機関・福祉事業所従事者等応援チケット発行事業を行うに当たりまして、期間を令和4年度とし、限度額を300万円とする債務負担行為の追加をお願いするものでございます。

また、交差点予備設計業務に要する経費につきましては、荻谷土地区画整理事業の事業化に向けて愛知県と協議を行う過程におきまして、令和5年度の組合設立を目指すためには、早急に荻西野交差点及び荻北交差点に係る交差点形状改良等の検討に取り組む必要が明らかとなりましたので、期間を令和3年度から令和4年度までとし、限度額を1,200万円とする債務負担行為の追加をお願いするものであります。

それでは、補正内容の説明をさせていただきます。

初めに、歳入の補正内容につきまして、説明をさせていただきます。

補正予算説明書8ページを御覧ください。

10款町税、10項町民税につきましては、法人町民税法人税割におきまして、当初、新型コロナウイルス感染症の影響による企業業績の落込み等により大幅な収入減を見込んでおりましたが、その減少が小幅にとどまる見込みとなりましたことに伴いまして、追加するものでございます。

15項固定資産税につきましては、土地分におきまして、税制改正及び時点修正等に伴いまして、減額するものであります。

家屋分におきましては、新增築家屋の増加等により延べ床面積が増加しておりますが、それ以上に令和3年度に限り新型コロナウイルス感染症対策として適用されます、中小事業者等の事業用家屋及び償却資産に対する税負担軽減措置に係る申告が当初の見込みを上回りましたことに伴いまして、減額するものでございます。

償却資産分におきましては、家屋分と同様に、中小事業者等の事業用家屋及び償却資産に対する税負担軽減措置に係る申告が当初の見込みを上回りましたが、それ以上に企業の設備投資が活発でありましたこと等に伴いまして、追加するものでございます。

33款地方特例交付金につきましては、先ほどの中小事業者等の事業用家屋及び償却資産に対する税負担軽減措置による減収分の補填としまして交付されます新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金を追加するものであります。

55款国庫支出金、10項国庫負担金につきましては、障害児通所給付費等を初めとする扶助費の追加に伴いまして、障害福祉サービス費等負担金、相談支援給付費等負担金、補装具費負担金及び障害児施設措置費（給付費等）負担金をそれぞれ追加するものであります。

15項国庫補助金につきましては、初めに地方創生推進交付金でございます。これは、古民家再生（空き家）事業における効果を高めるための設備整備工事に対する補助金を新規計上するものであります。

次に、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金でございますが、これは、新型コロナウイルスの感染拡大の防止及び感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活の支援等を通じた地方創生に資する事業に活用することができる補助金を新規計上するものであります。この新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金につきま

しては、当初予算において計上しました保育園管理一般事業における保育園紙おむつ回収事業並びに、このたびの補正予算により取り組みます高度情報化推進事業におけるWeb会議用大型モニター等購入費並びに小学校管理一般事業及び中学校管理一般事業におけるGIGAスクール家庭学習対応Wi-Fiルーター購入費の財源とするものであります。

地方創生拠点整備交付金につきましては、古民家再生（空き家）事業における施設整備に対する補助金を新規計上するものであります。

子ども・子育て支援事業費補助金につきましては、児童手当の制度改正によりまして、令和4年10月支給分から特例給付の支給に所得上限額が設けられること、及び現況届の提出が原則不要となることに対応するため、システム改修に対する補助金を新規計上するものであります。

10ページを御覧いただきたいと思います。

新型コロナウイルスワクチン接種事業費国庫補助金につきましては、新型コロナウイルスワクチンの3回目接種の実施について政府の方針が示されたことによりまして、その接種事業に対する補助金を追加するものであります。

公立学校情報機器整備費補助金につきましては、GIGAスクール構想の実現に向けて取り組んでおります、GIGAスクールサポーターの配置に対する補助金を新規計上するものでございます。

教育支援体制事業補助金につきましては、当初予算におきましては、国庫補助金として計上しましたが、その後の手続によりまして、国庫補助金ではなく、県補助金として収入すべきことが明らかとなりましたので、これを組み替えるものとして、減額するものでございます。

60款県支出金、10項県負担金につきましては、先ほどの国庫負担金と同様に、障害児通所給付費等を始めとする扶助費の追加に伴い、障害福祉サービス費等負担金、相談支援給付費等負担金、補装具費負担金及び障害児施設措置費（給付費）等負担金をそれぞれ追加するものであります。

15項県補助金につきましては、初めに、新型コロナウイルスワクチン接種支援事業補助金でございます。これは、愛知県におきまして、医療機関が、その診療時間以外の時間及び休日に公共施設型接種会場へ医療従事者を派遣したことに伴いまして、代替医師を確保した場合に対して行われる市町村の補助事業に対する補助制度が新設されたことを受けまして、新規計上するものでございます。

次に、教育支援体制事業補助金につきましては、先ほどの国庫補助金からの組替えと、その後の手続の進捗による補助額の増額分を併せまして、新規計上するものでございます。

75款繰入金、10項基金繰入金につきましては、初めに、財政調整基金繰入金でございます。これは、財政調整基金繰入金を減額し、一般会計の収支全体を調整するものであります。

次に、新型コロナウイルス感染症対策基金繰入金でございますが、これは、このたびの補正予算により取り組みます、次に述べます3つの施策の財源として、基金繰入金を

追加するものであります。

1つ目は、保健衛生総務一般事業におきます医療機関・福祉事業所従事者等応援チケット発行事業負担金でございます。これは、先ほど債務負担行為の補正において説明させていただきましたが、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、その対応に尽力していただいている医療機関や福祉事業所等の従事者に対し感謝と慰労を表し、町内の飲食店等で使用ができる、1人につき2,000円分の食事券を贈るものでございます。

2つ目は、小学校管理一般事業における一般事業及び中学校管理一般事業におけるGIGAスクール対応帯域確保業務でございます。これは、新型コロナウイルス感染症の蔓延によりまして、臨時休校や家庭学習措置を取る必要が生じた場合に備えまして、各学校における通信環境の強化を図るものであります。

最後に、小学校児童職員健康管理事業及び中学校生徒職員健康管理事業におけるPCR検査手数料でございます。これは、新型コロナウイルス感染症の蔓延が懸念される中におきまして、校内に陽性者が発生した場合には速やかに関係者に対するPCR検査を実施することで、感染の拡大を防止、安全を守るための取組であります。

以上の3つの施策の財源といたしまして、基金繰入金を追加するものでございます。

続きまして、歳出の補正内容につきまして、説明をさせていただきます。

補正予算説明書12ページを御覧いただきたいと思っております。

まず、各款にわたりまして、職員の人件費の補正をお願いしておりますが、その主な内容といたしましては、人事異動により給料、職員手当等及び共済費を調整するものであります。詳細につきましては、22ページの補正予算給与費明細書のとおりでありますので、説明は省略をさせていただきます。

それでは、初めに、15款総務費でございます。10項総務管理費、10目一般管理費文書管理事業におきまして、育児休業を取得する職員の1人の代替といたしまして、会計年度任用職員1人を任用するための報酬及び通勤に係る費用弁償を追加するものであります。

次に、35目財産管理費、コミュニティバス管理運営事業におきましては、会計年度任用職員でありますコミュニティバス運転手につきまして、休暇取得に対する代替出勤者分の報酬額の発生状況及び新型コロナウイルス感染症の影響による時間外勤務の増加状況を整理してきましたところ、当初の見込みに対し不足を生じることが明らかになりましたことによりまして、必要額を追加するものでございます。40目企画費につきましては、歳入において説明をさせていただきました地方創生推進交付金及び地方創生拠点整備交付金を特定財源として充当することに伴いまして、財源更正を行うものであります。45目広報広聴費につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、各業務におけるWeb会議の開催が一般化した中で、その視聴に対応するAV機器の備えが十分になく、会議の円滑な進行の支障となっておりますことから、Web会議用大型モニター2台とプロジェクター1台の購入費を新規計上するものであります。

次に、15項町税費につきましては、税務総務一般事業におきまして、休職中である職員の1人の代替といたしまして、現在任用している会計年度任用職員1人の勤務時間

及び勤務日数を増やすことで対応するため、報酬を追加し、併せて社会保険料等を新規計上するものでございます。

14 ページを御覧いただきたいと思います。

20 款民生費、10 項社会福祉費につきましては、障害者福祉事業におきまして、障害福祉サービス等の報酬の改定や、就労継続支援 B 型事業所の増加による利用者の増加等があったことによりまして、これらに係る扶助費が当初予算を大きく上回るが見込まれましたことから、必要額を追加するものであります。

次に、15 項児童福祉費につきましては、15 目児童措置費児童手当等支給事業におきまして、歳入において説明させていただきましたが、児童手当の制度改正によりまして、令和 4 年 10 月支給分から、特例給付の支給に所得上限額が設けられること及び現況届の提出が原則不要となることに対応するため、システム改修業務委託料を新規計上するものであります。20 目児童福祉施設費におきましては、放課後児童対策事業につきまして、新型コロナウイルス感染症の影響により、会計年度任用職員であります放課後児童支援員の勤務日数が増加したことに伴いまして、報酬及び通勤に係る費用弁償を追加するものであります。

25 款衛生費、10 項保健衛生費につきましては、10 目保健衛生総務費、保健衛生総務一般事業におきまして、歳入において説明をさせていただきましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大が長期化する中で、その対応に尽力していただいております医療機関や福祉事業所等の従事者に対し、感謝と慰労を表し、町内の飲食店等で使用ができません、1 人につき 2,000 円分の食事券を贈ることといたしまして、この事業への協力をお願いを予定します幸田町商工会への医療機関・福祉事業所従事者等応援チケット発行事業負担金を新規計上するものであります。なお、この事業の実施につきましては、債務負担行為を併せてお願いするものであります。健康の町推進事業におきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、予定をしていました健康福祉まつりと歯の健康センター事業を中止したことに伴いまして、報償費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料を減額するものでございます。

16 ページを御覧いただきたいと思います。

15 目予防費、予防接種事業におきましては、初めに、新型コロナウイルスワクチン接種事業でございますが、これは、新型コロナウイルスワクチンの 3 回目の接種の実施について政府の方針が示されたことによりまして、その接種を円滑に実施するために、需用費及び備品購入費を追加するものであります。

次に、風しん追加的対策事業でございますが、これは、現在、事業期間を令和 3 年度までとしまして、特に抗体保有率が低いと言われております、昭和 37 年 4 月 2 日から昭和 54 年 4 月 1 日までの間に生まれた男性を対象とする風しんの抗体検査や予防接種に取り組んでおりますが、この事業期間が、国の方針によりまして令和 6 年度まで延長される見込みとなったことに伴いまして、その実施に必要となりますクーポン券及び案内チラシの作成に係る印刷製本費を追加するものであります。

次に、新型コロナウイルスワクチン接種支援事業補助金でございますが、これは歳入において説明をさせていただきましたが、愛知県におきまして、医療機関がその診療時

間以外の時間及び休日に公共施設型接種会場へ医療従事者を派遣したことに伴いまして、代替医師を確保した場合に対して行われる市町村の補助事業に対する補助制度が新設されたことに伴いまして、新型コロナウイルスワクチン接種支援事業補助金を新規計上するものであります。

最後に、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金過年度分返還金でございますが、これは、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業の令和2年度分の精算に伴いまして、過剰交付分に対する返還金を新規計上するものであります。

次に、第45款土木費、25項都市計画費につきましては、30項住宅費、住宅管理一般事業におきまして、人件費の補正により歳出予算を減額することに伴いまして、住宅管理一般事業に特定財源として充当していました町営住宅使用料を、振替充当することにより財源更正を行うものであります。

18ページを御覧いただきたいと思えます。

55款教育費、15項小学校費につきましては、初めに、小学校管理一般事業におきまして、GIGAスクール家庭学習対応事業としまして、Wi-Fiルーター購入費及びその通信料を新規計上するものであります。これは、新型コロナウイルス感染症の蔓延によりまして、臨時休校や家庭学習措置を取る必要が生じた場合に備えまして、インターネットへの接続環境を持たない家庭に対し、Wi-Fiルーターを貸し出すことで、どの児童も安心して家庭学習に取り組めるように整備するものであります。また、GIGAスクール対応帯域確保事業につきましては、歳入において説明させていただきましたが、こちらも臨時休校や家庭学習措置を取る必要が生じた場合の備えとしまして、各学校の通信環境を強化するために必要な通信料及び帯域確保業務に係る委託料を新規計上するものであります。次に、小学校児童職員健康管理事業におきましては、歳入において説明をさせていただきましたが、校内に新型コロナウイルス感染症の陽性者が発生した場合の備えとしまして、PCR検査を実施するための手数料を新規計上するものでございます。

20項中学校費につきましては、先ほどの15項小学校費と同様に、GIGAスクール家庭学習対応事業としましては、Wi-Fiルーター購入費及びその通信料を、GIGAスクール対応帯域確保事業といたしましては、通信料及び帯域確保業務に係る委託料を、また中学校生徒職員健康管理事業におきましては、PCR検査手数料をそれぞれ新規計上するものであります。

20ページを御覧いただきたいと思えます。

25項社会教育費につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、予定した事業を中止しましたことに伴いまして、文化講演会事業に係る委託料及び働く人のための図書館講座に係る委託料を、それぞれ減額するものであります。

以上が、令和3年度幸田町一般会計補正予算（第3号）の概要であります。

次に、第60号議案 令和3年度幸田町土地取得特別会計補正予算（第3号）についてであります。

補正予算書の23ページをお開きいただきたいと思えます。

議案関係資料は、18ページ、27ページ及び28ページでありますので、併せて御

覧ください。

第1条 歳入歳出予算の補正につきましては、今回の補正は、財源の組替えを行うものであり、歳入歳出の予算総額に変更はありません。

第2条の地方債の補正につきましては、26ページを御覧いただきたいと思います。

第2表の地方債補正につきましては、公共用地先行取得等事業におきまして、限度額を4,260万円として計上しておりましたが、地方債を廃止するものであります。これは、当初、公共用地先行取得等事業債を財源として取得することを予定していましたが、仮称の南部地域包括支援センター用地につきまして、その後の事業の進捗によりまして、令和4年度に施設整備が見込まれることとなりましたことに伴いまして、財源を公共用地先行取得等事業債から土地開発基金借入金に組み替えることにより行うものでございます。

それでは、補正内容の説明をさせていただきます。

初めに、歳入の補正内容について説明をさせていただきます。

補正予算説明書30ページを御覧ください。

先ほど説明をさせていただきましたとおり、仮称 南部地域包括支援センター用地の先行取得につきましては、その財源を公共用地先行取得等事業債から土地開発基金借入金に組み替えることに伴いまして、25款諸収入において土地開発基金借入金を追加し、30款町債において同額を減額するものであります。

続きまして、歳出の補正内容につきまして、説明をさせていただきます。

補正予算説明書の32ページを御覧いただきたいと思います。

先ほどの説明のとおり、歳入の組替えを行うことによりまして、土地取得費における財源更正を行うものであります。

以上、令和3年度幸田町土地取得特別会計補正予算（第3号）の概要の説明を終わります。

令和3年第4回幸田町議会定例会に提案いたしました単行議案の6件、補正予算2件につきまして、提案理由の説明をさせていただきました。

慎重に御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます、説明を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

〔町長 成瀬 敦君 降壇〕

○議長（足立初雄君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

以上をもって、本日の日程は終わりました。

質疑をされる方は、議案質疑通告書を本日午後5時までに事務局へ提出をお願いいたします。

本日は、これにて散会といたします。

散会 午前 9時56分

○議長（足立初雄君） 次回は、12月2日（木曜日）午前9時から再開いたしますので、よろしくをお願いいたします。

ここで1点、御連絡を申し上げます。

議会広報特別委員会を、本日、午前10時10分から第1委員会室で開催しますので、委員の方は出席をお願いいたします。

以上であります。

御苦労さまでした。